

議案第43号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月25日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改める。

別表第1の50の5の項中「申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積」を「1 申請に係る住宅を新築しようとする場合において、当該住宅が属する1の建築物の床面積の合計」に、「住宅の用途」を「人の居住の用」に、「同じ」を「この表において同じ」に改め、「額を加えた額）」の次に「に相当する額」を加え、

「

	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の	ア 申請に併せて適合書類が 提出された場合 104,000円 イ 申請に併せて設計住宅性 能評価書が提出された場合 455,000円 ウ ア及びイ以外の場合 1,062,000円	
--	---	--	--

」を

<p>5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の</p>	<p>ア 申請に併せて適合書類が 提出された場合 104,000円</p> <p>イ 申請に併せて設計住宅性 能評価書が提出された場合 455,000円</p> <p>ウ ア及びイ以外の場合 1,062,000円</p>	<p>次に掲げる額（申請に係る住 宅が一戸建ての住宅の場合に おいては、100平方メートル 以内のものに掲げる額）（申 請に併せて長期優良住宅の普 及の促進に関する法律第6条 第2項の規定に基づく申出が あった場合においては、1の 建築物について、21の2の項 に掲げる事務手数料の額（申 請に係る計画に特定建築基準 適合審査をする部分が含まれ る場合においては、当該部分 ごとに8の2の項に掲げる事 務手数料の額を、建築基準法 第87条の2に規定する昇降機 に係る部分が含まれる場合 においては、当該昇降機1基に ついて、21の4の項又は21の 5の項に掲げる事務手数料の 額を加えた額）に相当する額</p>
<p>2 申請に係る住宅を増築 し、又は改築しようとする 場合において、当該住宅が 属する1の建築物の床面積 の合計が</p>	<p>次に掲げる額（申請に係る住 宅が一戸建ての住宅の場合に おいては、100平方メートル 以内のものに掲げる額）（申 請に併せて長期優良住宅の普 及の促進に関する法律第6条 第2項の規定に基づく申出が あった場合においては、1の 建築物について、21の2の項 に掲げる事務手数料の額（申 請に係る計画に特定建築基準 適合審査をする部分が含まれ る場合においては、当該部分 ごとに8の2の項に掲げる事 務手数料の額を、建築基準法 第87条の2に規定する昇降機 に係る部分が含まれる場合 においては、当該昇降機1基に ついて、21の4の項又は21の 5の項に掲げる事務手数料の 額を加えた額）に相当する額</p>	<p>次に掲げる額（申請に係る住 宅が一戸建ての住宅の場合に おいては、100平方メートル 以内のものに掲げる額）（申 請に併せて長期優良住宅の普 及の促進に関する法律第6条 第2項の規定に基づく申出が あった場合においては、1の 建築物について、21の2の項 に掲げる事務手数料の額（申 請に係る計画に特定建築基準 適合審査をする部分が含まれ る場合においては、当該部分 ごとに8の2の項に掲げる事 務手数料の額を、建築基準法 第87条の2に規定する昇降機 に係る部分が含まれる場合 においては、当該昇降機1基に ついて、21の4の項又は21の 5の項に掲げる事務手数料の 額を加えた額）に相当する額</p>

	を加えた額)を、申請に係る住宅が属する1の建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
100平方メートル以内のもの	<p>ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 10,000円</p> <p>イ ア以外の場合 68,000円</p>
100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<p>ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 19,000円</p> <p>イ ア以外の場合 160,000円</p>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<p>ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 33,000円</p> <p>イ ア以外の場合 255,000円</p>
1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの	<p>ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 47,000円</p> <p>イ ア以外の場合 504,000円</p>
2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<p>ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 88,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p>

		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の	903,000円 ア 申請に併せて適合書類が 提出された場合 151,000円 イ ア以外の場合 1,552,000円	
--	--	---	--	--

」に

改め、同表50の6の項中「申請に係る住宅が属する1の建築物の長期優良住宅建築等計画」を「1 申請に係る住宅を新築する際に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものである場合において、当該住宅が属する1の建築物の当該計画」に改め、「の床面積」の次に「の合計」を、「準用する」の次に「同法」を、「額を加えた額）」の次に「に相当する額」を加え、

「

		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の	ア 申請に併せて適合書類が 提出された場合 104,000円 イ 申請に併せて設計住宅性 能評価書が提出された場合 455,000円 ウ ア及びイ以外の場合 1,062,000円	
--	--	---	--	--

」を

「

		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の	ア 申請に併せて適合書類が 提出された場合 104,000円 イ 申請に併せて設計住宅性 能評価書が提出された場合 455,000円	
--	--	---	---	--

	<p>2 申請に係る住宅を増築し、又は改築する際に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものである場合において、当該住宅が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計）が</p>	<p>ウ ア及びイ以外の場合 1,062,000円</p> <p>次に掲げる額（申請に係る住宅が一戸建ての住宅の場合においては、100平方メートル以内のものに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物については、21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに8の2の項に掲げる事務手数料の額を、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）に相当する額を加えた額）を、変更認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>ア 申請に併せて適合書類が</p>
	<p>100平方メートル以内のもの</p>	

		提出された場合 10,000円
		イ ア以外の場合 68,000円
100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 19,000円	
	イ ア以外の場合 160,000円	
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 33,000円	
	イ ア以外の場合 255,000円	
1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 47,000円	
	イ ア以外の場合 504,000円	
2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 88,000円	
	イ ア以外の場合 903,000円	
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 151,000円	
	イ ア以外の場合 1,552,000円	

」に

改める。

別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項中「同じ」を「この表において同じ」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3 (第2条関係)

事務	名称及び額	徴収時期																																																																																															
建築物のエネルギー消費性能の向上	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表8の2の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額)に相当する額を加えた額)</p>	認定申請のとき。																																																																																															
に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 528 363 2072">1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</td> <td data-bbox="363 528 531 2072"> <p>① 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)</p> </td> <td data-bbox="531 528 663 2072"></td> <td data-bbox="663 528 874 2072"></td> <td data-bbox="874 528 1254 2072">5,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="363 528 531 2072">② ①以外の建築物</td> <td data-bbox="531 528 663 2072">ア 住戸ごとの申請の場合</td> <td data-bbox="663 528 874 2072">当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="874 528 1254 2072">9,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>46,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</td> <td>81,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="531 528 663 2072">イ 1の建築物の申請の場合</td> <td data-bbox="663 528 874 2072">(ア) 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)</td> <td data-bbox="874 528 1254 2072">9,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>46,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>81,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</td> <td>81,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(イ) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)</td> <td data-bbox="874 528 1254 2072">9,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</td> <td>27,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>80,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>128,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td>161,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td> <td>201,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</td> <td>201,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="225 1957 363 2072">2 1以外の場合</td> <td data-bbox="363 1957 531 2072">① 一戸建て住宅</td> <td data-bbox="531 1957 874 2072">当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="874 1957 1254 2072">34,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>38,400円</td> </tr> </table>	1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	<p>① 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)</p>			5,100円		② ①以外の建築物	ア 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円				当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円				当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円				当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円			イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	9,700円				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	21,000円				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円				(イ) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	9,700円				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	27,100円				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	80,400円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	128,000円				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,000円				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	201,000円				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円		2 1以外の場合	① 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	38,400円	
1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	<p>① 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)</p>			5,100円																																																																																													
	② ①以外の建築物	ア 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円																																																																																													
			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円																																																																																													
			当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円																																																																																													
			当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円																																																																																													
		イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	9,700円																																																																																													
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	21,000円																																																																																													
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円																																																																																													
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円																																																																																													
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円																																																																																													
			(イ) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	9,700円																																																																																													
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	27,100円																																																																																													
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	80,400円																																																																																													
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	128,000円																																																																																													
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,000円																																																																																													
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	201,000円																																																																																													
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円																																																																																													
	2 1以外の場合	① 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円																																																																																													
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	38,400円																																																																																													

			方メートル以上のもの		
②) ①以外の建築物	ア 住戸ごとの申請の場合		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	
			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円	
			当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
			当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円	
	イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
(イ) 非住宅部分		モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この表にお		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円			
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円			

いて「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第8条第1号イ①に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)による場合

標準入力法等	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
(実際の設計仕様の条件を	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000	523,700円

				基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)による場合	平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	646,000円 763,000円 871,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表8の2の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）に相当する額を加えた額）	1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場	(1) 一戸建て住宅		3,700円		
			(2) (1)以外の建築物	ア 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	6,900円 15,000円 32,000円 57,000円	
			イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	6,900円 15,000円 32,000円 57,000円	
				(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	6,900円 19,100円	

変更認定申請のとき。

合				方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円			
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円			
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円			
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円			
2 1 以外の場合	① 一戸建て住宅			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円			
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円			
	② ①以外の建築物	ア 住戸ごとの申請の場合			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円		
					当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円		
					当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円		
					当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円		
		イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住宅部分			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円	
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円	
			(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円
							当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
							当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円	
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円	
						当該部分の床面積の合計が	305,000円	

					25,000 平方メートル以上のもの			
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100 円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100 円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700 円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	453,000 円		
					当該部分の床面積の合計が10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	535,000 円		
					当該部分の床面積の合計が25,000 平方メートル以上のもの	610,000 円		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額						認定申請のとき。	
	1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	① 一戸建て住宅						5,100 円
			② ①以外の建築物	ア 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700 円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000 円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000 円		
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの			81,000 円			
		イ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700 円				
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100 円				
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400 円				
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの		128,000 円					
2 1以外の場合	① 一戸建て住宅	ア 性能基準（省令第1条第1項第2号イ①及び同号ロ①に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400 円				
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400 円				

		イ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ②及び同号ロ②に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円
② ①以外の建築物	ア 住宅部分	(ア) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ①及び同号ロ①又は同項第3号に定める基準をいう。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
		(イ) 仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円
	イ 非住宅部分	(ア) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの			371,000円	
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの			435,000円	
(イ) 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円

				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	763,000円
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	871,000円

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、1の建築物の申請の場合の事務手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の事務手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の事務手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。